

## Q 利用するにはどうしたらいいですか？

A 利用には「通所受給者証」が必要です。  
受給者証の発行には、療育が必要とわかる資料があれば  
診断や障害名、療育手帳は必要ありません。  
まずはお気軽にご相談ください。

## Q 訪問先はどこですか？

A お子さんが通っている保育園・幼稚園・学校・けやき  
教室・放課後クラブ等です。

## Q 何度でも利用できますか？

A 1回の申請での支援期間は6ヶ月程度です。お子さんが  
安心して活動できるようになれば終了ですが、必要に  
応じて再度申請することができます。



より詳しい  
内容は右の  
QRコードから！



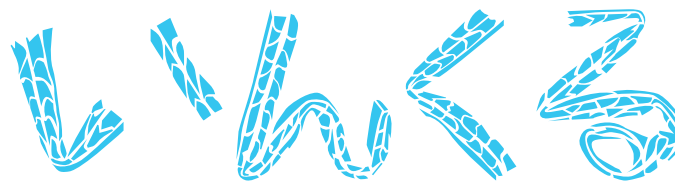
### 事業所情報

〒150-0042  
東京都渋谷区宇田川町5-6  
渋谷区子育てネウボラ7F  
TEL：090-3960-5628  
E-mail：inclu@tasuc.com

### アクセス

電車：「渋谷駅」下車徒歩10分  
バス：「渋谷区役所前」  
「渋谷区役所」バス停下車  
徒歩3分

## 渋谷区 園・学校等訪問支援事業



福祉サービス：保育所等訪問支援事業

## 渋谷区子ども発達相談センター



お子さんの通う園や学校等を訪問し、お子さんに直接関わったり訪問先の先生と一緒に環境や関わり方の工夫を考えたりして、集団生活に適應できるような支援を行います。

※児童福祉法に基づく通所受給者証が必要な児童通所サービスです。

## このようなお悩みを一緒に解決します！

- ・お友達となかなか遊べない
- ・勝負に負けると怒ってしまう
- ・新しい活動にドキドキしてしまう
- ・文字を書いたり読んだりするのが苦手

ご本人



- ・家ではできるのに集団だとできない…
- ・友達とトラブルを起こさず過ごしてほしい
- ・行事に参加できるようになって欲しい
- ・子どものことを先生ともっと共有したい
- ・進級・進学などの環境の変化に不安がある

保護者様



対象

区内在住の保育園・幼稚園・小学校・中学校・けやき教室  
特別支援学校・放課後クラブ等に通う0～18歳のお子さん

頻度

月に1～2回  
※頻度に関しては所属先と相談して決めますが、必要に応じて変更することができます  
※必要に応じた発達検査も行うことができます

利用料金

通所受給者証の決定内容により決定します  
※世帯の課税状況に応じて月の負担額の上限が決められています

訪問スタッフ

お子さんの支援に必要な知識のある専門職(児童指導員・作業療法士・理学療法士・心理士等)が訪問します

## 1 観察

園や学校等へ訪問し、お子さんの様子を観察します。そこでの行動や困っていることの原因を分析します。

## 2 直接支援

園や学校等にて、お子さんの困り事に対して直接働きかけます。

## 3 間接支援

先生方に対して、お子さんの情報を共有し、具体的な支援方法をご提案、そして一緒に対応策を考えます。

## 4 家庭連携

保護者に対して支援のご報告をします。併せて家庭でも取り組める支援や関わり方についてご提案します。

## ご利用された保護者の声

- ・些細なことでも子どもについて先生に話せるようになった
- ・関わり方の相談ができて子どもが活動に参加するようになった
- ・子どもの困っていることを先生と一緒に考えることができた



## 保育所等訪問支援の流れ

### ①保護者からお問い合わせ、相談

- ◎個別相談
- ◎契約
- ◎申請

### ②支援計画作成

- ◎園や学校等と打ち合わせ
- ◎個別支援計画の共有

### ③支援開始

- ◎園や学校等への訪問
- ◎担当者との振り返り
- ◎支援方法の打ち合わせ
- ◎ご家族との連携

### ④支援内容の見直し

### ⑤終了 ⑤支援継続

※6か月毎に見直しを行い支援の継続を判断します